

平成 30 年度租税滞納状況について

高松国税局では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めています。

○ 平成 30 年度租税滞納状況

(単位：百万円)

	A 平成 29 年度末 滞納整理中 のものの額 (前期繰越額)	B 新規発生 滞納額	C 整理済額	D (A + B - C) 平成 30 年度末 滞納整理中 のものの額 (次期繰越額)
全税目	(88.8%) 6,251	(102.5%) 11,159	(96.9%) 11,322	(97.4%) 6,088
所得税	2,487	2,352	2,404	2,435
内 源泉所得税	420	269	411	278
内 申告所得税	2,067	2,083	1,993	2,157
法人税	949	1,086	1,185	850
相続税	174	235	223	186
消費税	2,620	7,439	7,463	2,595
その他税目	22	49	47	23

- (注) 1 新規発生滞納額とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
- 2 括弧内の数値は、対前年度比です。
- 3 地方消費税を除いています。
- 4 平成 31 年 4 月及び令和元年 5 月に督促状を発付した滞納のうち、その国税の所属年度（納税義務が成立した日の属する年度）が平成 30 年度所属となるものを含んでいます。
- 5 各々の計数において、百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※新規発生滞納額

平成30年度の新規発生滞納額（平成30年度に新たに滞納となったものの額）は、111億59百万円で、平成29年度（108億87百万円）より2億72百万円増加（2.5%増）し、3年ぶりに増加しています。

また、滞納発生割合（新規発生滞納額／徴収決定済額）は1.1%となっています。

（注）徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

※整理済額

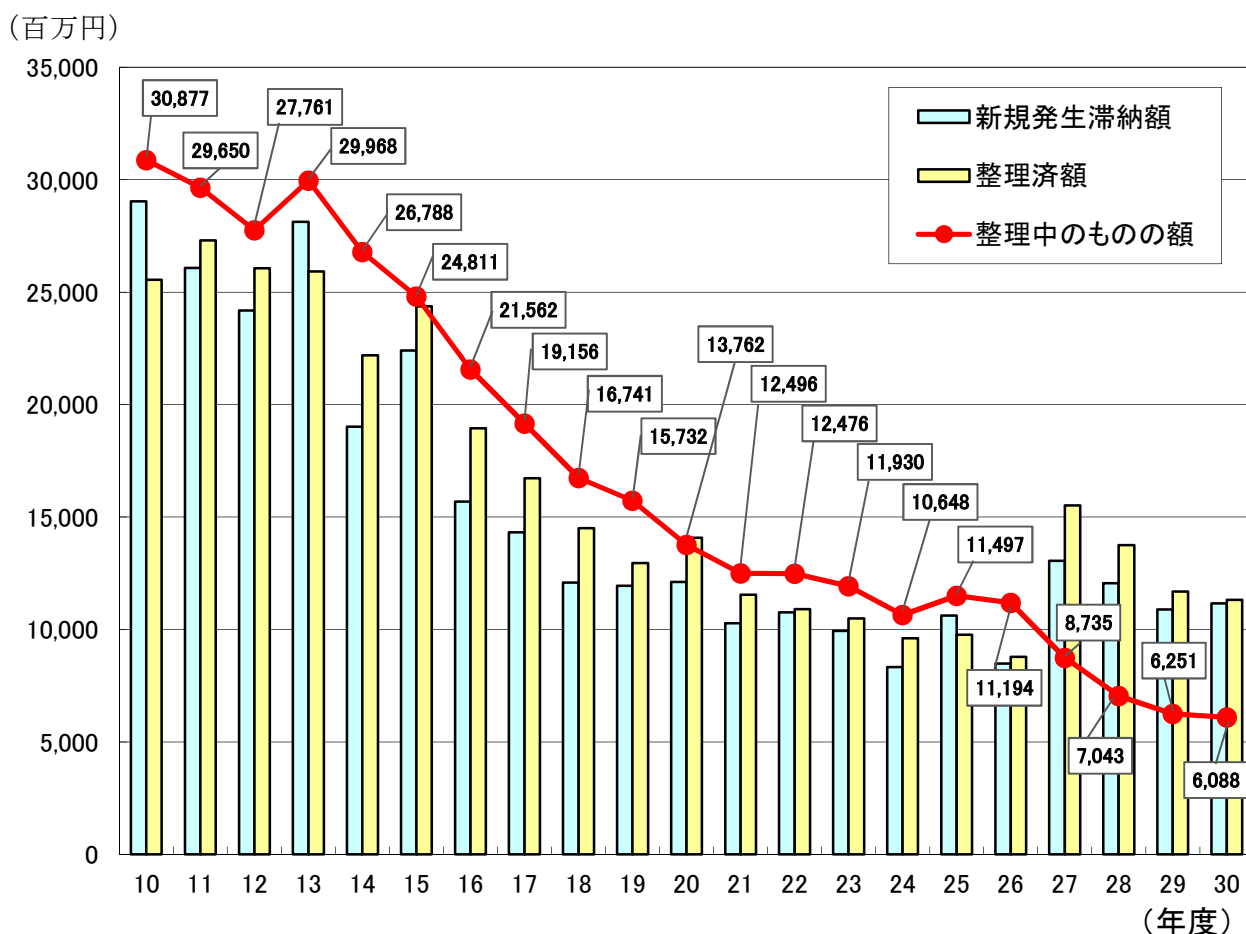
平成30年度の整理済額は、113億22百万円で、平成29年度（116億80百万円）より3億58百万円減少（3.1%減）し、3年連続減少しました。

※滞納整理中のものの額（滞納残高）

平成30年度末の滞納整理中のものの額は、60億88百万円で、平成29年度末（62億51百万円）より1億63百万円減少（2.6%減）し、5年連続減少しました。

なお、この滞納整理中のものの額は、ピーク時（平成10年度）の19.7%になりました。

○ 全税目の租税滞納状況の推移



（注）地方消費税を除いています。

○ 税目別の租税滞納状況

単位:百万円、%

区分		A	B	C	D(A+B-C)	
税目	年度	前年度末滞納整理中のものの額 (前期繰越額)	新規発生滞納額	整理済額	本年度末滞納整理中のものの額 (次期繰越額)	
全 税 目	29	外 723 7,043	外 2,069 10,887	外 2,100 11,680	外 692 6,251	
	30	外 692 6,251	外 2,006 (102.5) 11,159	外 2,009 (96.9) 11,322	外 688 (97.4) 6,088	
税 目 別 の 内 訳	源泉所得税	29	466	269	315	420
		30	420	(100.0) 269	(130.5) 411	(66.2) 278
	申告所得税	29	2,592	1,704	2,228	2,067
		30	2,067	(122.2) 2,083	(89.5) 1,993	(104.4) 2,157
	法人税	29	1,014	875	940	949
		30	949	(124.1) 1,086	(126.1) 1,185	(89.6) 850
	相続税	29	194	323	343	174
		30	174	(72.8) 235	(65.0) 223	(106.9) 186
	消費税	29	外 723 2,753	外 2,069 7,679	外 2,100 7,813	外 692 2,620
		30	外 692 2,620	外 2,006 (96.9) 7,439	外 2,009 (95.5) 7,463	外 688 (99.0) 2,595
	その他税目	29	25	37	40	22
		30	22	(132.4) 49	(117.5) 47	(104.5) 23

(注)1 括弧内の数値は、対前年度比です。

2 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。

ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」欄及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。

3 各々の計数において、百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。